

(五) 若者の政治参加のため条件整備をすすめる

- 1 「18歳選挙権」制度が実施された現在、学校現場では主権者を育む政治教育を守り、生徒も教師も自由闊達に政治や社会の問題を語り合える教育環境をつくる。学校教育の場以外では、政治や社会のことを学ぶ機会が少ないため、気軽に話し合える場や主権者教育のセミナーなど開催し、関心を高める環境をつくっていく。
- 2 若者が主権者として政治に参加しやすくするために、高すぎる供託金を引き下げる、若者の政治参加を保障する上で被選挙権年齢を引き下げるなど、公職選挙法を改正するよう国に要望する。
- 3 市内の大学や商業施設など、若者が集中する場所への投票所設置をすすめる。
- 4 地方から川崎市に住民票を移動していない学生に、不在者投票について周知を強める。

第十三章 「核兵器廃絶」の機運を高め、平和を守る憲法九条を活かした取り組みを強める

(一) 世界の主流は平和と核兵器廃絶

ロシアのウクライナ侵略と核威嚇、「抑止力」を口実とした西側諸国の核の「近代化」・大軍拡が続いています。しかし、現在の情勢は、「核」対「核」、「軍事」対「軍事」の対応では、事態をさらに危険な段階にエスカレートさせるだけです。平和と核兵器廃絶への転換が必要です。23年2月23日、国連総会は141か国の賛成で新たな決議を採択し、ロシア軍の即時撤退とともに「国連憲章に従ったウクライナの包括的、公正かつ永続的な平和」のために外交努力の倍加を求めました。また3月31日、ロシアのベラルーシへの核配備の問題について、国連安保理が開催した緊急会合では、ロシアの行為はNPTに違反し、核戦争の危険を高めるものであると各国から非難が相次ぎました。国連

憲章に基づく紛争の平和的解決、核兵器禁止・廃絶こそが、危機打開のカギであり、それが、世界の圧倒的多数の意見です。

核兵器禁止条約に到達した世界

2021年1月、核兵器禁止条約が発効し、核兵器が禁止されました。現在、この条約の署名国は92か国、批准国は68か国と増えています(23年7月6日現在)。22年12月の国連総会では、禁止条約への参加を求める決議が5年連続で国連加盟国の6割を超える賛成で採択されました。22年6月に開催された核兵器禁止条約第1回締約国会議では、核兵器の使用・威嚇を明確に非難し、核廃絶の道筋を示したウイーン宣言と行動計画を満場一致で採択し、国連・各国政府・市民社会の結束を作りました。この会議には、ドイツ、ノルウェー、オランダ、ベルギーなど「核抑止力」を掲げるNATO加盟国と米同盟国のオーストラリアがオブザーバー参加し、世界の変化を示しました。23年3月、NATO加盟国を含め欧州8か国(ベルギー、デンマーク、ドイツ、アイスランド、ノルウェー、スコットランド、スロベニア、スウェーデン)の欧州議会議員が参加する市民フォーラムが開かれ、あらゆる核使用の威嚇を明確に非難し、各国政府に対して核兵器使用の威嚇を禁止する唯一の条約として、核兵器禁止条約の普遍化を図り、早期に同条約に参加することを呼びかけました。ロシアのウクライナ侵略の下で、核兵器廃絶を求める声は、世界の圧倒的多数となっています。

核保有国と「核の傘」に頼る国で変化を起こそう

現在の軍事ブロック対立・大軍拡は、核兵器の実際の使用と威嚇を前提とする「核抑止力」論の上に展開されています。核抑止力に固執する限り、世界全体が人類絶滅の核戦争の瀬戸際に立たされています。核兵器の使用を防ぐ唯一の保証は、核兵器の廃絶以外にありません。核兵器禁止・廃絶の世論を高めることが決定的に重要です。核兵器禁止条約についての各国の世論調査では、禁止条約に参加すべきが、イギリス59%、ベルギー77%、スペイン89%、イタリア87%、日本71%と大きな世論になります。23年11月には核兵器禁止条約第2回締約国会議がニューヨークで開かれます。この会議に向けて重要な課題は、禁止条約に背を向け、核兵器に固執している核保有国や「核の傘」に頼っている国々で変化を起こすことです。

(二) 日本政府の大軍拡・大增税

禁止条約に背を向け、大軍拡を約束

唯一の被爆国である日本では、米国の「核の傘」の下で「専守防衛」から戦争準備へ、危険な転換が急速に進められています。23年5月に行われたG7広島サミットの「G7ビジョン」は「核抑止力」論を公然と唱える一方、核兵器禁止条約をあたかもこの世に存在しないかのように無視する姿勢をとったことに、失望と批判が広がりました。6月の核兵器禁止条約締約国会議では、唯一の被爆国として出席が求められていた日本政府ですが、岸田首相は出席を拒み、同じ月のNATOの首脳会議に出席し、国会に諮ることなく軍事費倍増の大軍拡を約束してきました。

台湾有事を想定した南西諸島の軍事化と大增税

日本政府は、「台湾有事」を想定し鹿児島から台湾周辺に至る南西諸島へのミサイル基地の増強、イージス艦発射のトマホークミサイルの導入、F35ステルス戦闘機、護衛艦の空母への改造、宇宙やサイバー空間での戦闘能力の強化から自衛隊基地司令部の地下施設の設定と移転など、まさに全面戦争に備えた大軍拡を計画しています。軍事費も閣議決定で、向こう5年間に当初予算だけでも合計43兆円を見込み、今年度予算でも昨年度の5兆4千億円の2倍近い10兆2千億円を計上し、この財源を確保するために福祉削減と国民への大增税が計画されています。大軍拡の本質―日本を米国の対中国軍事戦略の最前線基地に

「専守防衛」もかなぐり捨てて敵基地攻撃能力保有と大軍拡の震源地となっているのはアメリカです。バイデン大統領は3回にわたって、大軍拡を岸田首相に求めたことを明らかにしました。国会論戦を通じて、敵基地攻撃能力の最大の目的が、中国などの軍事的封じ込めを狙ってアメリカが進める「統合防空ミサイル防衛」(IAMD)への参加であり、「先制攻撃」を基本原則とすえる米軍と自衛隊が融合し、相手国に攻めるための体制づくりであることが明らかになりました。日本を米国の対中国軍事戦略の最前線基地に据える、これが今行われていることの本質です。

(三) 東アジアを平和の地域に―日本共産党の「外交ビジョン」

いま政治がとりくむべきは、戦争の準備でなく、平和の準備―9条を生かした外交によつて日本の平和を確保し、東アジアに平和をつくりだすことです。日本共産党は、東南アジア諸国連合(ASEAN)と協力し、東アジアサミット(EAS)を發展させて、東アジアの全体を東南アジアのような戦争の心配のない平和の地域にしていく「外交ビジョン」を提唱してきました。

また、日中両国関係を前向きに打開するための「提言」を両国政府に提起し、2008年の日中共同声明に明記された「双方は互いに脅威とならない」など、すでに両国政府間に存在する「共通の土台」に着目して、平和と友好の關係をつくることを訴えてきました。これらの外交政策の根本にある考え方は、あらゆる紛争問題を国連憲章にしたがつて平和的な話し合いで解決すること、地域のあれこれの国を排除するのではなく、あらゆる国を包摂した平和の枠組みをつくり、強化していくことにあります。紛争の平和的解決、排除の論理でなく包摂の論理を―この方向こそが、憲法9条を生かした未来ある平和の道です。

(四) 第二の基地県・神奈川の基地の状況

厚木基地のオスプレイ拠点化と横浜ノースドック

米軍は2021年7月から普天間基地所属の米海兵隊オスプレイの定期機体整備について、スバル(木更津)と日本飛行機(厚木基地)の2社と委託契約しました。米軍は、今後2030年末までに米空母艦載機オスプレイを含む51機のオスプレイの整備を木更津駐屯地と厚木基地で行うとしています。これにより、厚木基地は将来にわたって「オスプレイの整備、点検、訓練」基地となり、これまで以上に沖縄や横田基地のオスプレイの中継・補給基地とされます。オスプレイは機体整備後、テスト飛行によるチェックが行われますが、このテスト飛行に関する取り決めは一切ありません。テスト飛行は、厚木基地周辺や東京湾、相模湾上空で行われますが、この地域は住宅密集地域であり、周辺地域の住民に重大な被害を及ぼすことになります。日本の航空法では、人口密集地では航空

機は建物の上端から300m、それ以外の場所では地面や建物、水面から150mの「最低安全高度」が定められています。日米地位協定の特例に関する法律で、米軍に対しては適用除外となっています。23年7月、政府はさらに最低飛行高度を60mにまで下げざることを承認しました。日本政府は、この承認を撤回するとともに、1999年の日米合同委員会でも合意した最低安全高度基準（150m）を少なくとも遵守するよう米軍に求めるべきです。

横浜ノースドックでは、自動車運搬船「グリーン・レイク」から横田基地所属のオスプレイ（CV-22）が、次々に陸揚げされ横田基地へ飛び立ったり、同基地から飛来して貨物船への積み込みなどが繰り返されています。しかし、横浜市には一切通告はありません。日本政府は、ヘリポートさえもないノースドックで、自治体への通告もなくオスプレイを積み下ろし飛行させる無法を中止するよう米軍に求めるべきです。また、23年1月には、米陸軍揚陸艇部隊の配備計画も発表されました。同部隊は、戦地などに部隊・物資を迅速に輸送できるようにするもので、「台湾有事」で自衛隊と一体に実践的な任務を負うことを想定しています。米揚陸艇部隊の配備を撤回するとともに、ノースドックの早期返還を政府、米国に求めるべきです。

米軍横須賀基地の有害物質（PFAS）

2022年12月、米軍横須賀基地の排水処理施設から、有害性が指摘されている有機フッ素化合物（PFASの一種、PFOSとPFOA）が、最大で国の指針値の258倍の濃度で検出されました。PFASは、分解されにくく人体や環境に蓄積することが分かっており、腎臓がん、コレステロールなど脂質異常症、胎児・乳児の成育障害、抗体反応の低下などの危険があるとされています。米軍はPFASを含む泡消火剤を使い、各地の基地などで消火訓練を繰り返してきました。横田基地で2010～12年にPFASを含む泡消火剤の漏出事故が3件起こったことを初めて公式に認めました。同地域では、市民団体による大規模な住民の血液検査でも高濃度のPFASが検出されています。日本政府は、米軍に対して、漏出場所や量など詳細な情報を迅速に提供することや、国の責任で基地内のPFAS漏出にかかわる地下水への影響を調査・分析・評価し、結果を公表すべきです。汚染源の特定には、基地内への立ち入り調査が不可欠です。地位協定を抜本的に改定し、自治体の迅速かつ無条件での基地への立ち入り調査を行うべきです。

自衛隊への名簿提出

岸田政権が地方自治体に自衛官募集のための名簿提供を迫るなか、2021年度に電子・紙媒体で名簿を提供した市区町村が初めて半数を超え、22年度は6割を超える見通しであることがわかりました。防衛省報道室によると21年度、電子・紙媒体で提供した自治体は、全国1747市区町村中962自治体(55・07%、県内では7市1町、横浜、川崎、相模原、横須賀、小田原、南足柄、湯河原、海老名)、住民基本台帳閲覧による提供は659自治体(37・72%)でした。20年度の電子・紙媒体810自治体(46・37%)、閲覧836自治体(47・85%)から初めて電子・紙媒体提供が上回り、過去最多となりました。これは20年12月、市区町村長が住民基本台帳の一部写しの提出が可能であることの明確化を閣議決定し、21年2月、防衛省と総務省が自衛隊法、同法施行令、住民基本台帳法を根拠に、防衛相が市区町村長に提出を求めることができるとする通知を出していました。これが自治体への圧力となり、電子・紙媒体での提供が急増しました。

これに対し、各地で「個人情報保護条例や住民基本台帳法に違反」「プライバシーを侵害している」などとして、自治体に提供をやめるよう求める住民の運動が広がっています。「本人の同意なしに、個人情報を提供するのは個人情報保護条例に違反し、プライバシーの侵害」「住基法は閲覧を認めているだけで、電子媒体や紙での提供は認めない」「安保法制のもとで、若者を戦場に送ることに自治体が協力すべきではない」など、全国各地で住民団体の反対運動で、電子・紙媒体での提供をしない自治体や、対象者を抽出しての閲覧の中止、個人情報の提供について拒否申請の受け付けなども生まれています。

川崎市は2017年度から、防衛省の求めに応じて、自衛隊に対し対象者の名簿を提出しています。その人数は、2023年度、18歳11795人、22歳14998人の計26793人、6年間で16万人にも及びます。神奈川県内では、名簿を提出しているのは33自治体のうち7市1町(県内自治体の4分の1)にとどまります。市は自衛隊法第97条、同法施行令第120条及び川崎市個人情報保護条例の除外規定などを根拠に挙げていますが、どれも名簿提出を正当化する根拠とはなりません。川崎市は、即時、自衛隊への名簿提出を中止すべきです。区民祭などで行っている自衛隊の体験コーナーなどは、直ちに中止すべきです。

(五) 川崎市の平和問題と責務

市長の平和問題に関する政治姿勢についてです。「核兵器廃絶平和都市宣言」を全国に先駆けて作った川崎市は、核兵器廃絶の実現と平和施策の先頭に立つことは当然の責務です。核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを各国に求めるヒバクシャ国際署名が世界で取り組まれ、本市も18年6月によくやく署名。22年6月議会では、非核三原則と「核共有」問題について問われ、市長は「核共有の枠組みについては、非核三原則を堅持していく立場から、受け入れられるものではない」と答弁し、あらためて非核三原則の堅持と核共有論を受け入れないという姿勢を示しました。

川崎市も参加する「平和首長会議」は、核兵器廃絶の実現と世界恒久平和実現を目的に世界166カ国(＋1)、8271都市(＋210)、日本では1739自治体(＋2、全自治体の99・8%)にまで広がっています。全国に先駆けて「核兵器廃絶平和都市宣言」を作った川崎市として、核兵器禁止条約に背を向け、秘密保護法、戦争法、共謀罪を強行採決した政府に対し、禁止条約の署名・批准と3法の廃止を求めるべきです。ウクライナ問題に乗じて、軍事対軍事、敵基地攻撃能力保持、軍事費2倍化、9条改憲を進めようとしている政府に対して、きっぱりと反対の立場をとるべきです。若者を再び戦場に送り出すことにつながる自衛隊への協力は拒否し、平和施策の推進のための特別の予算と企画を進めるべきです。日本が起こした過去の侵略戦争の歴史や平和、憲法について知る機会を保障し、戦争被害の事実を後世に伝える場、戦争遺跡の保存など、平和施策のいっそうの充実が今ほど求められているときはありません。

1 非核三原則(核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず)の法制化とともに、核兵器禁止条約の署名、批准を国に求める。国に対して秘密保護法、安保法制、戦争法、共謀罪の廃止を求める。オスプレイ配備の反対と低空飛行訓練の中止を求める。

2 「平和首長会議」「非核自治体協議会」へ市長は参加し、広島市・長崎市などとの連帯・交流を深め、平和首長の行動計画に基づき川崎市として「核兵器廃絶」を求める具体的な行動計画を作る。

3 平和推進事業費(平和推進補助事業費も含む)は毎年減額され続けており、10年前と比べると260万円から145万円へと5割減となっている。平和施策の特別の推進を図るためにもこれらの予算の増額をする。

- 4 平和事業を市民参加で進めるために、「(仮称)平和推進委員会」を立ち上げ、施策の充実を図る。
- 5 「核兵器廃絶平和都市宣言」の普及に努める。各学校で「平和都市宣言」を掲示するとともに、平和施策の普及を図る。新本庁舎にも掲示する。
- 6 平和館や市内に残る戦争遺跡等を活用するなど「平和教育」「平和学習」の推進を図る。
 - ① 子どもの平和学習を進めるために、引き続き「平和大使」の助成を行う。
 - ② 「平和教育」の推進を図るために、市内の小中学校を対象にした「反核・平和作文コンクール」を再開する。
 - ③ 市民の平和活動を支援する「平和推進事業補助金制度」の各企画に対する補助金を増額する。
 - ④ 市民の平和学習を保証し、企画などへの後援や公共施設の利用を推進する。
 - ⑤ 巡回平和展は、地域のボランティアの協力を得るなど、創意工夫で体制を充実し、引き続き各区で開催する。
 - ⑥ 平和ノートを改定し、活用を推進する。市民に広く周知していくとともに、小・中学生には配布する。
 - ⑦ 2018年、地域文化財に指定された貴重な戦争遺産である「明治大学平和教育登戸研究所資料館」を本市の平和教育に活用する。2018年度に「旧陸軍登戸研究所の遺構群」を第1回川崎市地域文化財として決定した。その存在を市民に広報するとともに、全国に発信する。また、館の運営、保存のための助成を行う。(再掲)
 - ⑧ 市内にある旧日本軍の壕や施設などを調査し、保全に努める。特に生田緑地内や周辺の壕の調査を進め、調査・保存に努める。
 - ⑨ 戦争に関する証言に加え、被爆者の証言・資料収集、編集などを行う。証言映像など制作された資料を編集し各図書館に置くなど、市民が気軽に活用できるようにする。
 - ⑩ 日本の侵略戦争の実相、他民族に与えた被害、朝鮮人強制連行、強制労働、旧日本軍「慰安婦」の実態など、市としても積極的に掘り起こし、市民に知らせる。
- 7 「平和館」事業の充実を図る。
 - ① 平和館の来場者数は2022年度は31648(+3027)人となりました。展示企画事業費は年々予算が削減され、2023年度250万円(-10)は10年前の6割の予算となっている。平和事業の重要性を考え、予算の大幅なアップを行う。
 - ② 平和館のより積極的な活用は、専門家とともに市民参加で検討し、計画に反映させる。
 - ③ 平和館・平和公園が米軍基地跡地に建設された経過など、平和館の由来もパンフレットや館内表示をするなど

市民に知らせる。

- ④ 平和問題の研究・調査に当たっては、現在の嘱託の専門職員をはじめ、学問・実践に秀でた専門家の協力を得るなど、チームで調査研究を進める。また、それにふさわしい予算を措置する。
 - ⑤ 「川崎と戦争」(川崎の軍需産業、朝鮮人連行、旧陸軍登戸研究所、川崎の空襲など)の調査を引き続きすすめるとともに、その成果を展示するなど市民に公表する。
 - ⑥ 平和館の展示内容は、子どもにもわかりやすくするため、アナウンスの子ども版を作る。引き続き教育関係者などの方々の意見などを展示内容に反映させる。来館した子どもの感想などを参考にしながら、内容の充実を図る。また、小中学校の見学会など学校教育の一環として利用できるよう、教育委員会と連携する。
 - ⑦ 平和館の蔵書数は、現在11969冊(+69冊)ですが、基本構想通り10万冊を確保する。
 - ⑧ 平和館のホームページ、フェイスブックを、資料などのタイトルを一覧表で紹介したり、来館者の感想などを紹介するなど、充実させる。他都市や大学機関(立命館大学・国際平和ミュージアム)等の平和館などへのリンクもはる。
- 8 憲法を遵守し、自衛隊への協力は行わない。
- ① 憲法の平和原則を遵守する立場を堅持する。
 - ② 国民保護計画は撤回する。
 - ③ 「東京湾非核宣言」を関係自治体にも働きかけ、その実現を目指す。川崎港の「非核宣言」を率先して行い米第7艦隊の東京湾への入港を拒否するよう関係都市と連携を図る。
 - ④ 防衛省が、全国約300の自衛隊基地にある建物を核兵器などの攻撃に耐えるようゼネコン関係者と意見交換し、艦艇装備研究所川崎支所(宮前区)も対象になっている。この研究所の基地強化は中止することを国に要望する。
 - ⑤ 「栗木マイコン地区・南黒川地区地区計画に基づく建築物等の用途等に関する指導基準」で定めているように、武器製造に関連する企業に対しては、市の土地を貸したりするなど、軍事利用につながる協力はしない。武器や軍事的な装備品を展示する企画に対して、市の施設は貸さない。
 - ⑥ 米軍及び自衛隊の音楽祭の後援は行わない。この音楽祭への小・中・高校生の出演は行わない。区民祭への自衛隊の出店は中止する。

⑦ 自衛隊への名簿提出、自衛官の募集業務は、中止する。中・高校生の自衛隊勧誘の協力は行わない。また、学校への自衛官募集のポスターの掲示も行わない。

⑧ 退職した自衛官の役職者採用は中止する。

⑨ 市立中学校での「総合的な学習の時間」などを利用した自衛隊への体験入隊や職場体験学習は、働きかけてくる自衛隊出張所側の目的としても、また、内容的にも自衛官募集業務の一環として行われており、今後、行わないように学校に徹底する。

9 原爆症認定制度の抜本的改善を求めた原爆症認定集団訴訟（新しい審査の方針）改定、2013年12月以降）では、結審した地裁92件中52件で原告側勝訴（2023年7月現在）しています。その間、2度にわたり認定審査方針の見直しを行いましたが、被爆の実態にも司法の判断にも、みあったものになっていません。

① 「原爆被爆者援護条例」を制定し援護事業を充実させる。
② 被爆者の健康被害と生活難の対策をより充実させる。

第十四章 不要不急の大規模事業を中止し、政令市トップの財政力を

市民の福祉・暮らしに使う市政に

不要不急の大規模事業の総事業費

2022年度決算では、臨海部の大規模事業には、臨港道路東扇島水江町線整備59億円、コンテナターミナル整備事業9億円、東扇島掘込部土地造成事業は10億円増の11億円など不要不急の事業に約80億円が支出されています。さらに臨海部から撤退縮小する企業に奨励金を出す臨海部投資促進事業やJFE高炉休止による大規模土地利用推進の取組も始まりました。不要不急の大規模事業としては川崎縦貫道路整備事業費の決算も支出されています。さらに23年度予算では、JFE高炉休止による大規模土地利用推進の取組も始まりました。福祉・くらしの支出は削減され、喫緊の課題である物価高騰対策の市独自支出が、ほとんどない中で臨海部の大規模事業には大きな支出を振り向けています。